

○泉佐野市田尻町清掃施設組合行政不服審査会条例施行規則

令和6年10月22日

泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市田尻町清掃施設組合行政不服審査会条例(令和6年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)第7条の規定に基づき、泉佐野市田尻町清掃施設組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の非公開)

第2条 審査会の会議は、公開しない。

(庶務)

第3条 審査会の庶務は、事務局において行う。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。